

議案第 59 号

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光 行

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合同規約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

15 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理

別表第 2 に次のように加える。

第 3 条第 1 項第 15 号に掲げる事務

千葉市 銚子市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 成田市
旭市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市

君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 富里市 栄町 安房郡市広
域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合
山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町
消防組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日前において、改正後の千葉県市町村総合事務組合規約
(以下「改正後の規約」という。)第3条第1項第15号の事務を共同処理す
ることとなる組織団体(以下「共同処理団体」という。)が整備した消防救急
無線設備については、改正後の規約第3条第1項第15号の規定にかかわら
ず、共同処理団体がその管理を行う。

理 由

平成17年度に消防庁において、消防救急無線の広域化・共同化は、デジタル化への移行費用の節減と消防の広域的活動への対応両面で有効なものとの判断から、原則、都道府県を単位として広域化・共同化していくべきとの考えを示したことにより、本県においても同年度に県内消防長で組織する「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進協議会」を設置し、平成19年3月に広域化・共同化等の計画を策定した。

この結果、県域一体整備として、県事業である防災行政無線と一部共有により運営することが経済性等さまざまな観点から効率的・合理的であることとの結論に鑑み、千葉県がこの消防救急無線事務の委託を受け、防災行政無線と一元的に整備・管理することが最良の方法であるとされた。

また、このためには、その整備・運営機関として県域一組織管理が望ましく、全消防本部が加入し、かつ、法人格を有する共同処理機関と千葉県との委託契約締結の必要性に鑑み、千葉県市長会及び千葉県町村会から当該事業の実施要望も受けた機関として、県内全市町村・組合が構成団体である「千葉県市町村総合事務組合」に新たな事務として同組合の規約に消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理事務を追加し、消防救急無線の広域化・共同化を図ろうとするものである。

以上の理由から、地方自治法第290条の規定により提案するものである。